

1. 予算編成の考え方

- 令和7年大船渡市林野火災により被災した被災者のくらしの再建、事業者のなりわいの再生、インフラの整備に必要となる予算を計上
- ・くらしの再建：被災者の救助や災害援護資金の貸付など
 - ・なりわいの再生：被災した中小企業者の施設・設備や水産業共同利用施設の復旧支援、資金融資など
 - ・インフラの整備：治山ダムや砂防堰堤の設置など
- 〔計上事業〕 別紙のとおり
- ※追加的に必要となる措置については、引き続き検討

2. 予算の規模等

今回補正額：35億円(通常分:35億円、コロナ・物価高騰分:なし、震災分:なし)

3. 歳出予算の状況

[一般会計]			(単位:百万円)			
区 分		予算額	財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	その他	一 般
令和7年度	当初予算額	732,942	93,785	46,791	123,518	468,848
	補正予算額	3,474	1,673	1,030	171	600
	補正後現計予算額(A)	736,416	95,458	47,821	123,689	469,448
令和6年度6月現計予算額(B)		734,804	90,692	43,503	138,991	461,619
比較	増減額(A)－(B)	1,612				
	増減率(%)	0.2				

令和7年度 一般会計第1号補正予算案（4月臨時会提案分）における主な事業

令和7年大船渡市林野火災対応

[新] は新規事業

- 令和6年度第13号補正において、消火活動に要する航空燃料費、避難所の設置・運営、応急仮設住宅の提供や被災生徒等に対する就学支援など、応急的に必要となる経費を措置
- 令和7年度第1号補正では、被災者の救助、中小企業者や水産業関連の被災施設・設備の復旧支援、治山ダムや砂防堰堤の設置など、「くらしの再建」「なりわいの再生」「インフラの整備」に向けた対策を追加的に実施
- 第1号補正:3,474百万円(予算総額:4,979百万円)

1.くらしの再建 関連〔第1号補正:156百万円(予算総額:1,639百万円)〕

[新] 1 救助費 85百万円〔復興防災部〕

災害救助法に基づき応急的に必要な救助を行うための経費(避難所の設置、食品・飲料水の提供、住宅の応急修理費など)

2 災害援護資金貸付金 35百万円【補正後現計45百万円】〔復興防災部〕

被害を受けた世帯の生活の立て直しのために貸し付ける災害援護資金の財源を市町村に貸し付けるために要する経費

2.なりわいの再生 関連〔第1号補正:542百万円(予算総額:542百万円)〕

1 三陸鉄道運営費補助 4百万円【補正後現計148百万円】〔ふるさと振興部〕

三陸鉄道株式会社に対して、代行バス運行等に要した経費を補助(補助率:定額)

[新] 2 障害者支援施設・高齢者施設等災害時安全確保対策費補助 6百万円〔保健福祉部〕

障害者支援施設・高齢者施設等に対して、入所者の避難に要した経費を補助(補助率:定額)

[新] 3 中小企業被災資産復旧緊急対策費補助 98百万円〔商工労働観光部〕

被災した中小企業者に対して、施設・設備の復旧に要する経費を補助(補助率:3/4、補助上限額:3,000万円)

4 中小企業災害復旧資金貸付金 166百万円【補正後現計281百万円】〔商工労働観光部〕

被災した中小企業者に対して、復旧等に必要な資金を融資するための経費

[新] 5 大船渡観光需要喚起対策費補助 10百万円〔商工労働観光部〕

大船渡市に対して、観光需要の回復に向けた事業に要する経費を補助(補助率:定額)

[新] 6 水産業被災施設復旧整備事業費補助 250百万円〔農林水産部〕

綾里漁業協同組合に対して、共同利用施設等の復旧に要する経費を補助(補助率:3/4)

【参考】定置網の復旧については、国から県漁連に対して、取得経費等を補助(補助率:3/4)

3.インフラの整備 関連〔第1号補正:2,777百万円(予算総額:2,799百万円)〕

[新] 1 災害関連緊急砂防事業費 1,650百万円〔県土整備部〕

砂防堰堤等の設置に要する経費

2 砂防設備修繕費 125百万円【補正後現計671百万円】〔県土整備部〕

大型土のう等の設置及び急傾斜地崩壊防止施設の修繕に要する経費

3 道路維持修繕費 130百万円【補正後現計5,676百万円】〔県土整備部〕

応急的な道路の維持管理に要する経費(被害木撤去、法面補修など)

4 治山事業費 400百万円【補正後現計1,794百万円】〔農林水産部〕

治山ダムの設置に要する経費

5 治山災害復旧事業費 47百万円【補正後現計97百万円】〔農林水産部〕

大型土のう等の設置に要する経費